○農林水産省告示第千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年九月三日農林水産省告示第千五百八十三号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百四十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	18000 International Boulevard, SeaTac, Washington 98188, UNITED STATES OF AMERICA
変更後	700 Washington Street, Vancouver, Washington 98660, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

二　登録を受けた者の変更

㈠　名称の変更

変更前	財団法人日本海事協会
変更後	一般財団法人日本海事協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

三　ジャカルタ事務所スラバヤ出張所の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	JAKARTA OFFICE SURABAYA SUB-OFFICE（ジャカルタ事務所スラバヤ出張所）
変更後	SURABAYA OFFICE（スラバヤ事務所）

㈡　変更年月日　平成二十三年四月十五日

○経済産業省告示第百二十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、平成二十二年経済産業省告示第百十九号により告示した住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針を次のように改正したので告示する。

平成二十三年五月二十七日

経済産業大臣　海江田万里

1(1)中「方法又は」を「方法若しくは」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は日本工業規格A2102―1及びA2102―2に定める方法若しくはこれと同等の方法により計算した熱貫流率」を加える。

附　則

この改正は、平成二十三年五月二十七日から効力を生ずる。

四　リオデジャネイロ事務所サントス出張所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
RIO DE JANEIRO OFFICE SANTOS SUB-OFFICE（リオデジャネイロ事務所サントス出張所）	Rua Euclides da Cunha, 11 sala 309 11065-100-Santos-SP, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

㈡　新設する年月日　平成二十三年五月一日

○国土交通省告示第五百四十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	18000 International Boulevard, SeaTac, Washington 98188, UNITED STATES OF AMERICA
変更後	700 Washington Street, Vancouver, Washington 98660, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

二　登録を受けた者の変更

㈠　名称の変更

変更前	財団法人日本海事協会
変更後	一般財団法人日本海事協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

三　ジャカルタ事務所スラバヤ出張所の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	JAKARTA OFFICE SURABAYA SUB-OFFICE（ジャカルタ事務所スラバヤ出張所）
変更後	SURABAYA OFFICE（スラバヤ事務所）

㈡　変更年月日　平成二十三年四月十五日

○国土交通省告示第五百四十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

国土交通大臣　大畠　章宏